

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 収集した汚泥を当日搬入できない。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問1)

当社はグリストラップの清掃を実施していますが、レストランや旅館の場合、午後や夜間作業を実施することがあります。したがって、処理施設の受入れ時間に間に合わない場合があり、そのような場合には自社駐車場に吸引車を駐車し、翌日搬入していますが、この場合一晩駐車していることは廃棄物処理法で言う保管に該当しますか。吸引車から汚泥を外に出さない場合でも保管になってしまいますか。

(回答1)

産業廃棄物の収集運搬は、原則当日搬入することが求められているようです。作業や夜間作業を行うと、確かに、処分場の受入れ時間に間に合わない場合が出てきますが、このような場合は保管にあたらなるとされているようです。当日中、吸引車で何か所か回って収集、運搬することは問題ないようですが、吸引車に余裕があるから、翌日に別のところを吸引してということになると、この一晩ためておくことは保管に該当することになるようです。微妙な場合には、県や宇都宮市に御確認してください。

(質問2)

当社は、本社は鹿沼市にありますが、野木町と佐野市に工場がありそれぞれの工場から産業廃棄物が発生しマニフェストを発行しています。この場合本社がまとめて野木町と佐野市の工場で発行したマニフェストの報告を県西事務所に報告して良いのか、野木町の工場の方は小山環境事務所に、佐野市の工場の方は県南環境森林事務所に報告するのか教えてください。

(回答2)

野木町の工場の方は小山環境事務所に、佐野市の工場の方は県南環境森林事務所にそれぞれ報告してください。また、建設工事で県内あちこちに産業廃棄物が発生するような場合は、県内で発行したものをまとめて、最寄りの出先事務所に出すことになります。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（6月1日現在、11件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。